

太田市一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構運営事業費補助
金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市の産業の環境基盤整備とその活性化を図り、産学官連携によるものづくり研究及び新産業の創出を支援し、及び推進し、もって地域産業の発展及び人材育成に寄与するため、一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構（以下「機構」という。）に対し、一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、機構が実施する運営事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により機構が公の施設の管理を行う場合における当該公の施設の管理に係る経費及び人材育成施設建設に係る経費を除く。）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する経費の総額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を基準とし、予算の範囲内とする。

(書類の整備等)

第4条 機構は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付を受けた機構については、第4条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。